

第96号

# 横浜市報調達公告版

発行所  
横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市役所

- △ 特定調達契約に係る一般競争入札の施行  
（横浜市立市民病院における厨房機器（スチームコンベクションオーブン他）一式の購入）…… 2
- △ 総合評価一般競争入札の施行（本牧市民プール再整備事業）…… 5
- △ 特定調達契約の落札者等の決定…… 12

---

# 調 達 公 告

---

特定調達契約に係る一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年7月16日

横浜市病院事業管理者

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

横浜市立市民病院における厨房機器（スチームコンベクションオープン他） 一式の購入

### (2) 物品の特質等

入札説明書による。

### (3) 納入期限

令和元年11月30日

### (4) 納入場所

横浜市立市民病院 新病院（詳細は、入札説明書による。）

### (5) 入札方法

この入札は、総価により行う。

## 2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「厨房・浴槽機器類」に登録が認められている者であること。

(3) 令和元年7月26日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) スチームコンベクションオープン、ブラストチラーについては、次のいずれかに該当する者であること。

ア 当該物品又はこれと同等の物品に係る納入実績又は製造実績を有する者

イ 当該物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けている者

## 3 入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

### (1) 申請期限

令和元年7月26日午後5時

### (2) 提出書類、提出方法及び提出期間

入札説明書による。

### (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）

〒240-8555 横浜市保土ヶ谷区岡沢町56番地

横浜市立市民病院管理部経営企画課（管理棟1階）

### (4) 前項第2号に規定する登録に係る書類の提出場所

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル2階）

### (5) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒240-8555 横浜市保土ヶ谷区岡沢町56番地

横浜市立市民病院管理部経営企画課（管理棟1階）

宮川 電話 045(331)1208（直通）

## 4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 入札説明書に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。
- 5 入札に必要な書類を示す場所等  
当該契約に係る入札説明書等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から開札日まで閲覧に供する。
- 6 入札説明書等の交付方法等  
横浜市ホームページよりダウンロード可能。  
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2019/buppin/byoin>)  
また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。
- (1) 貸出期間  
公告日から令和元年8月19日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (2) 貸出場所  
〒240-8555 横浜市保土ヶ谷区岡沢町56番地  
横浜市立市民病院管理部経営企画課（管理棟1階）  
電話 045(331)1208（直通）
- 7 入札及び開札
- (1) 入札方法及び入札期間等  
入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。
- ア 持参による入札書の提出
- (ア) 入札日時  
令和元年9月4日午後3時30分
- (イ) 入札場所  
横浜市保土ヶ谷区岡沢町56番地  
横浜市立市民病院 管理棟1階会議室
- イ 郵送による入札書の提出  
令和元年9月3日午後5時までに第3項第3号に掲げる部課に必着のこと。
- (2) 開札予定日時  
令和元年9月4日午後3時30分
- 8 入札の無効  
次の入札は、無効とする。
- (1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第24条の規定に該当する入札
- (2) 第2項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札
- 9 落札者の決定  
横浜市医療局病院経営本部契約規程第17条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 10 入札保証金及び契約保証金  
いずれも免除する。
- 11 契約金の支払方法
- (1) 前金払  
行わない。
- (2) 契約金の支払方法  
納品検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払う。
- 12 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否  
要する。
- (3) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Purchase of Kitchen equipment (steam convection oven etc), 1 set
- (2) Deadline for the tender: 3:30 p.m., 4 September, 2019 (Japan Standard Time)  
\*For details, see the description of the tender
- (3) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (4) Contact point for the notice: Corporate Planning Division, Yokohama Citizens Hospital, 56 Okazawa-cho, Hodogaya-ku, Yokohama, 240-8555, TEL 045-331-1208

総合評価一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。  
令和元年7月16日

横浜市長

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 事業名称

本牧市民プール再整備事業

### (2) 事業内容

本事業は、現在の本牧市民プールのある市有地（以下「事業用地」という。）を対象として、本施設及び、提供公園（以下、これらを総称して「本施設等」という。）、再整備用地の一部の利活用を図る民間収益施設を一体的に整備、管理及び運営するものである。

このうち、本施設の整備、管理及び運営並びに提供公園の整備を実施する事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11（1999）年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）第 7 条に基づき選定された選定事業とし、民間収益施設の整備、管理及び運営を実施する事業を選定事業の付帯事業（以下「付帯事業」という。）とする。

### (3) 事業期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

### (4) 予定価格

2,238,217,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### (5) 事業場所

中区本牧元町46番地1

### (6) 入札方法

価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札により行う。

## 2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

### (1) 入札参加者の構成

ア 入札参加者は、本事業における次の(ア)から(キ)に掲げる業務又は事業若しくは営業の全てを実施する複数の民間事業者（以下「提案企業」という。）から構成されていること。

(ア) 本事業の経営管理業務

(イ) 本施設等に係る施設整備業務

(ウ) 本施設に係る施設管理業務

(エ) 本施設に係る施設運営業務

(オ) 本施設に係る自主事業

(カ) 利便機能営業

(キ) 付帯事業の経営管理業務

なお、提案企業のうち一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確に区分した上で各業務を複数の提案企業で分担すること、業務期間を明確に区分した上で各業務を提案企業間で引き継ぐことは差し支えないものとするが、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が施設整備業務における建設業務と工事監理業務とを兼ねて実施することはできないものとし、付帯事業の経営管理業務を実施する提案企業（以下「付帯事業者」という。）は1者としなければならないものとする。

資本面又は人事面において関連のある者とは、当該企業の発行済株式総数の2分の1を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしている者又は当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者とする。

イ 入札参加者は、次の要件を全て満たす提案企業を少なくとも一者以上含むものとする。

(ア) 施設整備業務のうち建設業務を実施する提案企業（以下「建設企業」という。）であること。

(イ) 商業登記簿上の本店及び建設業法（昭和 24（1949）年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査の申請に際しての主たる営業所を横浜市内に有する者であること。

(ウ) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により特定建設業の許可を受けており、令和元・2 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登録を認められている者若しくは登録申請中の者であること。

なお、登録申請中の者は、一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。

ウ 入札参加者は、提案企業の中から入札参加者を代表し、本事業に係る入札手続を実施する提案企業（以下「代表企業」という。）1者を定めるものとし、当該代表企業は自ら又は本事業の遂行のみを目的として新たに設立する会社法（平成17（2005）年法律第86号）に定める株式会社（以下「SPC」という。）により本事業の経営管理業務を実施する提案企業（以下「経営管理企業」という。）の役割を担わなければならないものとする。

エ 提案企業は、本事業の実施にあたりSPCを設立する場合は、基本協定の締結後に設立するSPCに出資を行うことができるものとする。なお、SPCに出資する提案企業を構成企業といい、SPCに出資しない提案企業を協力企業という。

ただし、代表企業は必ずSPCに出資するとともに、SPCの株主総会における代表企業の議決権保有割合を構成企業中最大とするほか、SPCの株主は次の要件を満たさなければならないものとする。

(ア) 構成企業である株主が、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、構成企業以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

(イ) 構成企業以外の第三者の株主は、後記「(2) 提案企業の入札参加資格要件」ア(ケ)に示す要件を満たし、他の入札参加者の提案企業又は当該提案企業の親会社（会社法第2条第4号に定める親会社）若しくは子会社（同条第3号に定める子会社）及び資本面又は人事面において関連のある者に該当する各法人ではないこと。

(ロ) 全ての株主は、原則としてPFI事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

オ 一般競争入札参加資格確認資料の提出日以降において提案企業の変更及び追加は認めないものとする。

ただし、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに特段の事情があると本市が判断した場合は代表企業を除く提案企業の変更を認める場合がある。なお、この場合においても、変更により新たな民間事業者が提案企業となる場合は、当該企業が入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに提案企業の参加資格要件を満たしていなければならないものとする。

カ 入札参加者の提案企業は、他の入札参加者の提案企業及び他の入札参加者が設立を予定しているSPCの株主になることはできないものとする。

キ 提案企業の親会社（会社法第2条第4号に定める親会社）又は子会社（同条第3号に定める子会社）及び資本面又は人事面において関連のある者に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者の提案企業及び他の入札参加者が設立を予定しているSPCの株主となることはできないものとする。

ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできないものとする。

## (2) 提案企業の入札参加資格要件

### ア 共通の要件

提案企業は、次の要件を全て満たさなければならないものとする。

(ア) 提案企業は、横浜市契約規則（昭和39（1964）年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に該当する者ではないこと。また、同条第2項に定める資格（以下「本市の入札参加資格」という。）を有する者であること。

なお、本市の入札参加資格を有しない民間事業者を提案企業とする場合は、入札参加資格の随時登録申請に基づき申請を行うこと。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(ロ) PFI法第9条の規定に該当する者でないこと。

(ハ) 一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までに本市から指名停止の措置を受けていないこと。ただし、指名停止期間が1か月以内のものである場合は、この限りでない。

(ニ) 経営不振の状態にあると認められる次のいずれかに該当していないこと。

a 会社更生法（平成14（2002）年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てがなされている。

b 民事再生法（平成11（1999）年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てがなされている。

c 破産法（平成16（2004）年法律第75号）第18条又は第19条の規定により破産の申立てがな

されている。

d 会社法第511条の規定により特別清算開始の申立てがなされている。

(カ) 法人税、横浜市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(キ) 次に示す者と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。

a 本市が本事業に関する検討を委託した者（協力企業を含む。）である株式会社日建設計総合研究所、日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社、ベーカー&マッケンジー法律事務所、株式会社長大

b 審査委員会の委員及び委員が属する企業又は団体

(ク) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11（1999）年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けていないこと。

(ケ) 次のaからgまでのいずれかに該当する者でないこと。

a 自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3（1991）年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団である者

b 自らの役員等が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員である者

c 自らの経営に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が実質的に関与している者

d 自ら又は自らの役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する等をしている者

e 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

f 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者

g 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する等をしている者

#### イ 経営管理企業に関する要件

経営管理企業は、次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等若しくは工事関係又は物品・委託等）において登録を認められている者又は登録申請中の者であること。

なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。

(イ) 経営管理企業は、基本協定に定める代表企業に係る義務の履行について代表企業と共に連帯して責任を負う者であること。

#### ウ 設計企業に関する要件

施設整備業務のうち設計業務を実施する提案企業（以下「設計企業」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 建築士法（昭和25（1949）年法律第202号）第23条に定める一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）において登録を認められている者又は登録申請中の者であること。

なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。

(ウ) 平成21（2009）年4月1日から一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日までの間に終了した設計業務で、屋外又は屋内の水泳又は遊泳利用に供することを目的とした25m以上又は同程度の規模のプール施設を有する教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の実施設設計の元請の実績（新築又は対象範囲にプールを含む改築に限る。）を有する者であること。

なお、他者と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体方式での実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上の実績に限るものとする。

#### エ 建設企業に関する要件

建設企業は、次に定める「建築」、「電気」、「管」、「土木」の工種ごとの要件を満たす単独又は複数の提案企業とすること。

(ア) 建築工事

建築工事を担当する建設企業は次のa及びbの要件を満たし、かつaからdまでの全ての要件を

満たす提案企業が1者以上含まれていなければならない。

- a 建設業法第3条第1項に定める建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
- b 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「建築」に登録を認められている者若しくは登録申請中の者であること。なお、登録申請中である者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- c 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「建築」の工種においてA等級であること。
- d 平成21（2009）年4月1日から一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日までの間に完成した工事で、屋外又は屋内の水泳又は遊泳利用に供することを目的とした25m以上又は同程度の規模のプール施設を有する教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の建築工事の元請としての施工実績（新築又は対象範囲にプールを含む改築に限る。）を有する者であること。なお、他者と共同で施工した実績も認めるが、共同企業体方式での実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上の実績に限るものとする。

(イ) 電気工事

電気工事を担当する建設企業は、次のa及びbの要件を満たし、かつ次のaからcまでの全ての要件を満たす提案企業が1者以上含まれていなければならない。また、次のaの要件を満たす建築工事を担当する建設企業は電気工事を担当する建設企業を兼ねることができるものとする。

- a 建設業法第3条第1項に定める電気工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- b 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「電気」に登録を認められている者又は登録申請中の者であること。なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- c 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「電気」の工種においてA等級であること。

(ロ) 管工事

管工事を担当する建設企業は、次のa及びbの要件を満たし、かつ次のaからdまでの全ての要件を満たす提案企業が1者以上含まれていなければならない。また、次のa及びdの要件を満たす建築工事を担当する建設企業は管工事を担当する建設企業を兼ねることができるものとする。

- a 建設業法第3条第1項に定める管工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- b 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「管」に登録を認められている者若しくは登録申請中の者であること。なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- c 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「管」の工種においてA等級であること。
- d 平成21（2009）年4月1日から一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日までの間に完成した工事で、屋外又は屋内の水泳又は遊泳利用に供することを目的とした25m以上又は同程度の規模のプール施設を有する教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の管工事の実績（新築又は改築に限る。）を有する者であること。

(ハ) 土木工事

土木工事を担当する建設企業は、次のa及びbの要件を満たし、かつ次のaからcまでの全ての要件を満たす提案企業が1者以上含まれていなければならない。また、次のaの要件を満たす建築工事を担当する建設企業は土木工事を担当する建設企業を兼ねることができるものとする。

- a 建設業法第3条第1項に定める土木一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- b 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「土木」に登録を認められている者又は登録申請中の者であること。なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- c 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「土木」の工種においてA等級であること。

オ 工事監理企業に関する要件

施設整備業務のうち工事監理業務を実施する提案企業（以下「工事監理企業」という。）は、前記「ウ 設計企業に関する要件」を全て満たすものとする。

## カ 備品等設置企業に関する要件

備品等設置業務を実施する提案企業（以下「備品等設置企業」という。）は、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において登録を認められている者又は登録申請中の者であること。

なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。

## キ 施設管理企業に関する要件

施設管理業務を実施する提案企業（以下「施設管理企業」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において登録を認められている者又は登録申請中の者であること。

なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。

(イ) 本施設の施設管理業務の実施にあたり必要な資格を有する者、又は必要な資格を有する者を本施設の維持管理業務の実施体制において配置できる者であること。

(ロ) 平成 21（2009）年 4 月 1 日から一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日までの間に屋外又は屋内の水泳又は遊泳利用に供することを目的とした 25m 以上又は同程度の規模のプール施設を有する教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設における施設管理業務を 1 年以上実施した実績を有する者であること。

## ク 施設運営企業に関する要件

施設運営業務及び自主事業を実施する提案企業（以下「施設運営企業」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において登録を認められている者又は登録申請中の者であること。

なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。

(イ) 本施設の施設運営業務及び自主事業の実施にあたり必要な資格を有する者、又は必要な資格を有する者を施設運営業務及び自主事業の実施体制において配置できる者であること。

(ロ) 平成 21（2009）年 4 月 1 日から一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日までの間に屋外又は屋内の水泳又は遊泳利用に供することを目的とした 25m 以上又は同程度の規模のプール施設を有する教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設における施設運営業務を 1 年以上実施した実績を有する者であること。

## ケ 利便機能営業者にに関する要件

本施設における利便機能を営業する提案企業である利便機能営業者は、次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 利便機能営業の実施にあたり必要な資格を有する者、又は必要な資格を有する者を利便機能営業の実施体制において配置できる者であること。

(イ) 平成 21（2009）年 4 月 1 日から一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日までの間に利便機能営業と同種又は類似する業務を 1 年以上実施した実績を有する者であること。

## コ 付帯事業者に関する要件

付帯事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 付帯事業の実施にあたり必要な資格を有する者、又は必要な資格を有する者を付帯事業の実施体制において配置できる者であること。

(イ) 平成 21（2009）年 4 月 1 日から一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日までの間に計画提案書に示す付帯事業に関する提案内容と同種又は類似する業務を 1 年以上実施した実績を有する者であること。

## 3 入札参加の手続

入札に参加しようとする者（前項に定める登録のない者で、入札説明書等に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加の手続を行わなければならない。

## (1) 提出書類及び提出部課

入札説明書等に掲げる書類を次号に示す受付期間に第 3 号に掲げる部課に必ず持参にて提出すること。

- 
- (2) 受付期間  
令和元年7月16日から令和元年9月13日まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）  
※事前に電話連絡のうえ、持参時間を調整してください。
- (3) 提出部署  
〒231-0013 中区住吉町1丁目2番地 スカーフ会館ビル7階  
横浜市市民局スポーツ振興部スポーツ振興課  
電話 045(671)3286
- (4) 契約条項等に関する問合せ先  
(3)に掲げる部署
- 4 入札参加資格の喪失  
入札参加資格確認審査結果の通知後、入札参加資格審査結果通知書を受けた入札参加者を構成する提案企業が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。
- (1) 第2項の入札参加資格を満たさなくなったとき。  
ただし、入札参加者の代表企業以外の提案企業が第2項第2号の入札参加資格要件を満たさなくなった場合の取扱いは、入札説明書による。
- (2) 入札説明書等に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 5 入札説明書等を示す場所  
当該契約に係る入札説明書等は、第3項第3号に掲げる部課において、この公告の日から開札日まで閲覧に供する。
- 6 入札説明書等の交付  
以下のホームページよりダウンロード可能。  
URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/sports/shinko/saiseibi/honmokuipc/honmokuhosin.html>  
また、次のとおり、入札説明書等を交付する。
- (1) 交付期間  
令和元年7月16日（火）から令和元年11月21日（木）まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (2) 交付場所  
第3項第3号に掲げる部課
- 7 入札の日時及び場所等
- (1) 日時  
令和元年11月22日（金）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出方法  
持参により提出すること。  
※事前に電話連絡のうえ、持参時間を調整してください。
- (3) 場所  
〒231-0013 中区住吉町1丁目2番地 スカーフ会館ビル7階  
横浜市市民局スポーツ振興部スポーツ振興課  
電話 045(671)3286
- 8 開札の日時及び場所等  
入札参加資格確認審査の審査通過の通知を受けた入札参加者に別途通知する。
- 9 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (1) 本件入札参加資格のない者のした入札  
(2) 委任状を持参しない代理人のした入札  
(3) 「参加表明書」（様式2）に記載された代表企業以外の者のした入札  
(4) 「参加表明書」（様式2）その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札  
(5) 入札参加者の記名押印を欠く入札  
(6) 金額を訂正した入札
-

- 
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
  - (8) 明らかに談合によると認められる入札
  - (9) 本件入札において他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
  - (10) その他本入札説明書において示した条件等に違反した入札
- 10 落札者の決定
- 本市は、価格及びその他の条件が最も有利な提案をした者を選定する総合評価一般競争入札（地方自治法第234条第3項ただし書及び地方自治法施行令第167条の10の2第1項に定める一般競争入札をいう。以下同じ。）により落札者を決定する。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
免除する。
  - (2) 契約保証金  
要求する。
- 12 契約金の支払方法
- (1) 前金払  
行わない。
  - (2) 契約金の支払方法  
事業契約書に基づき支払う。
- 13 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 契約書作成の要否  
要する。
  - (3) 契約の条件  
本事業の契約締結については、次のア及びイの条件を満たさなければならない。  
ア 本事業の契約締結については、PFI法第12条の規定により市議会の議決に付さなければならない。  
落札者決定日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、落札者、落札者を構成する提案企業が入札参加資格を欠くに至った場合、横浜市は落札者と基本協定を締結せず、又は落札者の設立した特別目的会社と事業契約を締結しない。  
ただし、落札者の代表企業以外の提案企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合の取扱いは、入札説明書による。  
イ 本事業の契約は、債務負担行為に係る契約であり、市議会において令和2年度予算が可決されなければならない。
  - (4) 詳細は、入札説明書等による。
-

特定調達契約の落札者等の決定  
 特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

令和元年7月16日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
1	令和元年度上期学校情報統合システム改修業務委託 一式	教育委員会事務局 教職員人事部教職員人事課 中区港町1丁目1番地	令和元年6月25日	日本ソフトウェアマネジメント株式会社 神奈川県金港町5番地32 ベイフロント横浜	39,981,600	随意契約	-	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号及び第2号	教育次長
2	消費税率改定に伴う定期券発行機等改造業務委託 一式	交通局総務部経営管理課 中区港町1丁目1番地	令和元年5月7日	東洋電機製造株式会社 横浜営業所 神奈川県鶴屋町2丁目20番地3	82,080,000	随意契約	-	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	交通局長
3	消費税率改定に伴う改札機等改造業務委託 一式	交通局総務部経営管理課 中区港町1丁目1番地	令和元年6月11日	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社 東京事業所 東京都港区港南2丁目3番13号	40,716,000	随意契約	-	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	交通局長
4	軽油(7月~9月分)第1ブロック 2,270キロリットルの購入	交通局総務部経営管理課 中区港町1丁目1番地	令和元年6月12日	日本石油販売株式会社 東京都中央区新川2丁目1番7号	219,717,840	一般競争入札	平成31年4月23日	-	交通局長
5	軽油(7月~9月分)第2ブロック 585キロリットルの購入	交通局総務部経営管理課 中区港町1丁目1番地	令和元年6月12日	中日本商事株式会社 東京支店 東京都千代田区内神田1丁目3番1号トーハン第3ビル7F	56,812,860	一般競争入札	平成31年4月23日	-	交通局長

※「契約事務受任者又は事業管理者」に記載される副市長とは、契約担当区局の事務を担当する副市長を表す。